第2期

朝日町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

富山県 朝日町

目 次

第 1	章 計画の改定にあたって	. 1
1	計画改定の趣旨	3
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	5
4	計画の策定体制	5
第2	章 子育てを取り巻く環境	. 7
1	町の現状	9
	(1)人口動態	. 9
	(2) 世帯の状況	10
	(3) 出生数・出生率	11
	(4) 女性の年齢別労働力率	11
	(5) 未婚率の推移	12
2	教育・保育の環境の状況	. 13
	(1) 保育所	13
	(2)延長保育	14
	(3) 障害児保育	14
	(4) 一時預かり	14
	(5)休日保育	15
	(6) 病児・病後児保育	15
	(7)小学校・中学校の状況	15
3	子育て支援事業の状況	. 16
	(1) 子育て支援事業	16
	(2) 保健事業等	18
4	子ども・子育てニーズ調査結果の概要	. 28
	(1)調査の概要	28
	(2)調査結果の概要(就学前児童)	29
第3	章 計画の基本的な考え方	35
1	基本理念	. 37
2	基本目標	. 37
3	体系図	. 39
	教育・保育サービスの提供区域	
	(1) 区域設定の考え方	40
	(2)区域の設定	
第4	章 子ども・子育て支援事業量の見込みと提供体制	41
1		

(1)事業量の算出方法	43
(2) 量の見込みを算出する事業について	44
2 教育・保育事業の量の見込みと提供体制	46
(1) 幼児期の教育・保育	46
3 地域子ども・子育て事業の量の見込みと提供体制	47
(1)時間外保育	47
(2) 放課後児童健全育成事業	47
(3)子育て短期支援事業	50
(4)地域子育て支援拠点事業	50
(5)利用者支援事業	51
(6)乳児家庭全戸訪問事業	51
(7)養育支援訪問事業	52
(8) 妊婦一般健康診査事業	52
(9) 一時預かり事業	53
(10) 病児・病後児保育事業	53
(11) ファミリー・サポート・センター事業(小学生)	54
第5章 子ども・子育て支援事業の具体的取組	
基本目標1 地域のみんなで子育てを支えるまちづくり	
基本施策(1)地域の子育て支援事業の充実	
基本施策 (2) 交流・ネットワーク強化	
基本施策 (3) 子育てをめぐる学びの場の確保	
基本目標2 子どもの育ちと子育て家庭を支える安全安心のまちづくり	
基本施策(1)親と子どもの健康づくりの推進	
基本施策(2)障害児や要支援家庭等への支援	
基本施策(3)子育て家庭への経済的支援	
基本目標3 地域と生活と職場の調和された社会づくり	
基本施策 (1) 仕事と子育てのバランスを目指す	
基本施策(2)父親・母親の特性を活かした子育てへの参加促進	
基本目標 4 新しい時代の教育・保育サービスの提供	
基本施策(1)教育・保育サービスの提供の確保	
基本施策(2)保育サービスの質の確保	73
	7.5
第6章 計画の推進	
1 計画の推進体制	
(1) 庁内推進体制	
(2) 地域の組織と連携	
(3) 町民、企業に対する普及、啓発	
2 計画推進にあたっての役割	
(1) 家庭の役割	
(2)地域の役割	78

	(3)保育	所や	学校	なと	· 07	役割					 	78							
	(4)企業	の役割	割								 	78							
	(5)行政	の役割	割								 	78							
3	計	画の進	態 捗管	理								 	79							
資	料	編										 	81							
1	朝	日町子	゚゚ヹも	• =	子育 [·]	て会	議	更綱				 	83							
2	朝	日町子	~ども	• =	子育 [·]	て会	議	委員	名簿	簲.		 	85							
3	古口	日町子	2 ビ±	. =	ᅩᆇ	70	► 議 (か☆	量┼幺	又。但	1									96



1 計画改定の趣旨

近年、急速な少子高齢化の進行や深刻な待機児童の問題、子育てに係る孤立感や負担感の増加等、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。このような子育てに関する様々な問題に対応するため、国は平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これに基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートし、市町村に「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けました。

その後も国は、平成29年に「子育て安心プラン」を策定し、待機児童の解消や女性就業率の改善、保育の受け皿の拡大等の6つの支援パッケージを示し、また、「新・放課後子ども総合プラン」の策定や幼児教育・保育の無償化等、総合的な子育て支援を推進しています。

さらに、令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市町村における子どもの貧困対策に関する計画の策定が努力義務とされました。

こうした動きと連動しながら、当町では平成27年に「朝日町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、包括的な子育て支援を進めてきました。このたび、第1期計画の計画期間が終了することから、子どもの貧困対策等の新たな課題も含めた子育て支援施策のさらなる推進のため、「第2期朝日町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

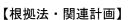
計画の位置づけ 2

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「新・ 放課後子ども総合プラン」等とも調和を図っています。

また、「朝日町総合計画」に基づく個別計画として、「朝日町次世代育成支援行動計画」や「朝日町 母子保健計画」を継承しつつ、「朝日町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」等との整合性を 図っています。

朝日町総合戦略

第5次朝日町総合計画



子ども・子育て関連3法 児童福祉法 次世代育成支援対策推進法 健康増進法 母子保健法

子どもの貧困対策の推進に関する法律 子ども・若者育成支援推進法 母子及び父子並びに寡婦福祉法 児童虐待防止等に関する法律 男女共同参画社会基本法

母子保健計画 新・放課後子ども総合プラン 食育基本計画

朝日町地域福祉計画

朝

日

町

高齢者福祉計画・介護保険事業計

画

朝 朝 日町子ども・子育て支援事業計 日 日 町 町 障害者計 健康づくりプラン 画 障害福 (健康増進計 祉 詽

画

障害児福祉

子育て 関連計画

> 朝朝 百百町町 食育推進計画

男女共同 参画社会づくり計画

3 計画の期間

「第2期朝日町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間を計画期間とします。

4 計画の策定体制

●町民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎調査として、就学前児童保護者 269 人と小学生児童保護者 314 人を対象に「朝日町子ども・子育て支援事業計画策定にかかるアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

●朝日町子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援法第77条に基づく機関で、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業の関係者、学識経験者等から構成される「朝日町子ども・子育て会議」を開催し、本計画について審議しました。

●パブリックコメントの実施

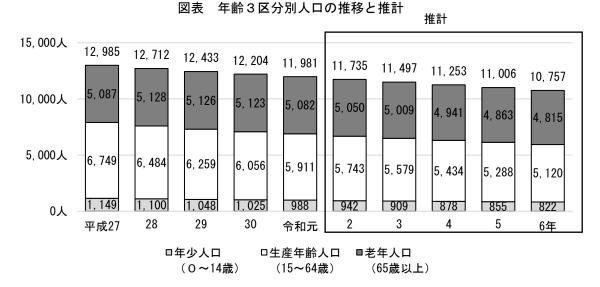
住民・子ども課窓口及びホームページ上において計画案を公表し、広く町民の皆様から意見を募りました。

第2章 子育てを取り巻く環境

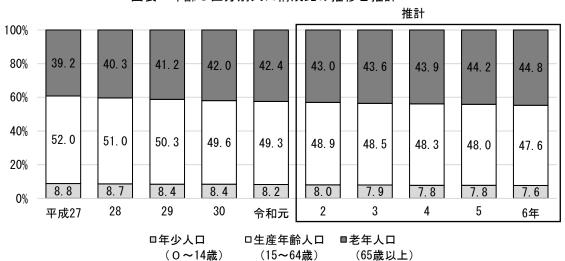
1 町の現状

(1)人口動態

令和2年以降も人口の減少が続き、年少人口は令和4年には900人を割ると推計されています。 また、年少人口を人口構成比でみると、令和3年以降は8%を割り、令和6年には7.6%と推計されています。



資料:朝日町「住民基本台帳(各年4月1日現在)」 推計はコーホート変化率法による算出



図表 年齢3区分別人口構成比の推移と推計

資料:朝日町「住民基本台帳(各年4月1日現在)」 推計はコーホート変化率法による算出

(2)世帯の状況

世帯数は減少が続いていますが、核家族世帯の割合や単独世帯数は増加しています。母子世帯数・父子世帯数ともに横ばいが続いています。

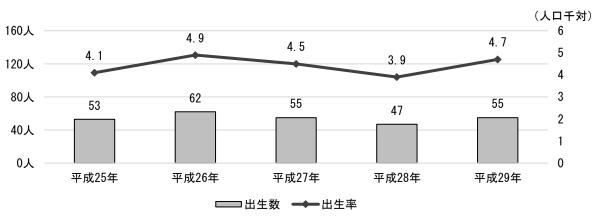
図表 世帯数の推移

		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯数		4, 881	4, 711	4, 502
親族世帯数		3, 896	3, 665	3, 405
核家	族世帯数	2, 410	2, 357	2, 351
親族	世帯に占める割合	61. 9%	64. 3%	69.0%
その	他の親族世帯数	1, 486	1, 308	1, 054
親族	世帯に占める割合	38. 1%	35. 7%	31.0%
非親族世帯数	效	4	14	17
単独世帯数		981	1, 032	1, 080
(再掲)母子世	せ帯数	50	50	53
親族世帯によ	占める割合	1.3%	1.4%	1. 6%
18 歳未満親	族がいる母子世帯	48	47	48
親族世帯に占	らめる割合	1. 2%	1. 3%	1. 4%
(再掲)父子世	せ帯数	9	5	5
親族世帯によ	占める割合	0. 2%	0. 1%	0. 1%
18 歳未満親	族がいる父子世帯	7	5	5
親族世帯に占	占める割合	0. 2%	0. 1%	0. 1%

資料:国勢調査

(3) 出生数・出生率

出生数・出生率ともに多少の増減はありますが、ほぼ横ばいとなっています。平成 29 年には、 55 人、4.7 となっています。

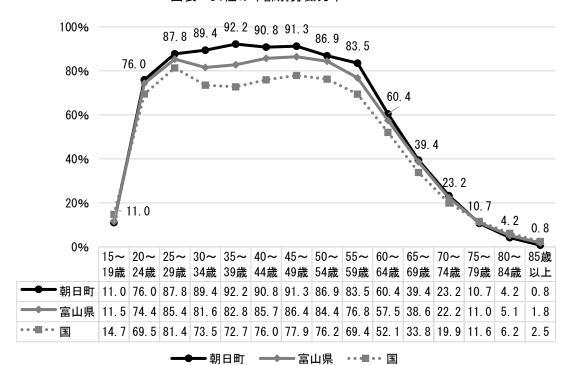


図表 出生数・出生率の推移

資料:朝日町「統計あさひ」

(4) 女性の年齢別労働力率

平成 27 年の女性の年齢別労働力率をみると、 $20\sim74$ 歳で国と県より高くなっています。また、 25 歳 ~54 歳では 90%前後の割合となっています。



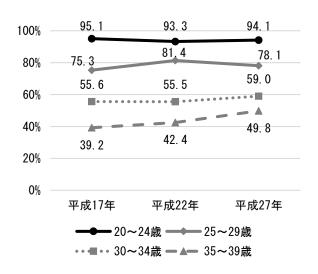
図表 女性の年齢別労働力率

資料:国勢調査

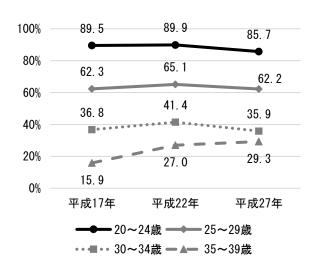
(5) 未婚率の推移

男女ともに 20~29 歳では横ばいかやや減少傾向がみられていますが、30 歳以上ではやや増加傾向がみられています。特に平成 27 年の男性の 35~39 歳では 49.8%と平成 17 年時に比べて 10.6 ポイントの増加となっています。

図表 男性の未婚率の推移



図表 女性の未婚率の推移



資料:国勢調査

2 教育・保育の環境の状況

(1)保育所

保育所は、町立の3保育所(ひまわり保育園・さくら保育園・いちご保育園)があり、定員は340人、実保育人数は272人となっています。

全体の保育児童数は減少傾向となっていますが、乳児保育数は30人程度で推移しています。

図表 保育所の状況 (各年度4月1日現在)

(単位:か所、人、%)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	か所	4	4	4	3	3
公立	定員	370	370	370	340	340
ΔT	児童数	305	289	291	267	272
	稼働率	82. 4	78. 1	78. 6	78. 5	80
货	· · · · · · · · · ·	58	62	60	58	57

(住民・子ども課)

図表 保育所入所児童数(各年度3月1日現在)

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
3歳以上	199	171	193	178	
1-2歳	117	112	102	90	
O歳	36	32	25	30	
合計	352	315	320	298	

(住民・子ども課)

図表 乳児保育(O歳児)(各年度3月1日現在)

(単位:か所、人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
か所	3	3	3	3	3
利用乳児数	36	32	25	30	

(住民・子ども課)

(2)延長保育

保育所の延長保育は、3か所の保育所(ひまわり保育園・さくら保育園・いちご保育園)で、 早朝7時00分~8時30分までと、夕方16時30分から21時まで実施しています。

利用児童数は、平成30年度では延べ11,487人となっています。

図表 延長保育(7:00~8:30、16:30~21:00)の状況

(単位:か所、延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
か所	3	3	3	3	3
児童数	13, 611	12, 547	11, 039	11, 487	

(住民・子ども課)

(3) 障害児保育

障害児保育は、3か所(ひまわり保育園・いちご保育園・さくら保育園)で実施しています。 平成28年度までは2人の利用がありましたが、平成29年度以降は1人の利用となっています。

図表 障害児保育の状況

(単位:か所、人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
か所	3	3	3	3	3
児童数	2	2	1	1	

(住民・子ども課)

(4) 一時預かり

一時預かりは、現在2か所(子育て支援センターひまわり・子育て支援センターいちご)で実施しています。平成30年度は延べ145人が利用しています。

図表 一時預かりの状況

(単位:か所、延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
か所	2	2	2	2	2
利用者数	144	199	142	145	

(住民・子ども課)

(5) 休日保育

ひまわり保育園を拠点保育所として7時00分~18時00分まで実施しています。

(6) 病児・病後児保育

病児・病後児保育は、病児保育室スマイルで実施しています。平成 30 年度は延べ 252 人が利用しています。

図表 病児・病後児保育の状況

(単位:か所、延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
か所	1	1	1	1	1
利用者数	179	189	179	252	

(住民・子ども課)

(7) 小学校・中学校の状況

当町には小学校が2校、中学校が1校設置されています。児童・生徒数は、令和元年度で小学校が393人、中学校が248人となっています。

図表 小学校・中学校の児童・生徒数の状況

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
あさひ野小学校	140	138	125	128	119
さみさと小学校	340	326	293	281	274
朝日中学校	295	278	264	263	248

(教育委員会事務局)

3 子育て支援事業の状況

(1)子育て支援事業

①放課後児童健全育成事業

令和元年度の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ:あさひ野小学校で実施)の利用登録者数は、放課後児童クラブで80人、放課後子ども教室で58人となっています。

図表 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の状況

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用登録者数	70	87	85	85	80

(住民・子ども課)

図表 放課後児童健全育成事業(放課後子ども教室)の状況

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用登録者数	56	52	51	54	58

(住民・子ども課)

②児童館

児童館は1館が整備されており、平成30年度は年間で11,804人の利用がありましたが、近年は減少傾向となっています。

利用者は小学生を中心に就学前から高校生までの幅広い年齢層の利用があり、異年齢の交流もみられます。

図表 児童館の状況

(単位:か所、人、人/か所)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
か所	1	1	1	1	1
利用人数	14, 333	14, 442	12, 275	11, 804	
小学生	13, 230	13, 414	11, 087	11, 085	
就学前児童	336	224	199	145	
中学生・高校生	434	441	719	389	
保護者	333	363	270	185	
1日平均	47	48	40	39	

(住民・子ども課)

③子どもの居場所づくり事業

子どもの居場所づくり事業は、カルチャーセンターみやざき (宮崎地区)、五箇庄コミュニティセンター彩の里 (五箇庄地区)で行っています。利用者数は、平成30年度で893人となっています。

図表 子どもの居場所づくり事業の状況

(単位:か所、人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
か所	2	2	2	2	2
利用者数	628	907	789	893	

(住民・子ども課)

④地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、子育て支援センターひまわりと子育て支援センターいちごの2 か所で実施されています。平成30年度で利用者数は0歳から2歳の低年齢児を中心に年間で4,597人の利用があります

図表 地域子育て支援拠点事業の状況

(単位:延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	4, 127	4, 560	5, 194	4, 597	

(住民・子ども課)

⑤ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、子育てたすけ愛の会により、会員同士の相互援助 により実施されています。平成30年度の利用はありませんでしたが、会員の研修会等を実施 しています。

図表 ファミリー・サポート・センター事業の状況

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用会員	8	6	7	7	
協力会員	13	10	11	11	
両方会員	1	1	1	1	
実人数	4	3	2	0	
利用者数 (延べ人数)	375	213	4	0	

(住民・子ども課)

(2) 保健事業等

①母子健康手帳交付

妊娠の届出をされた方に対して母子健康手帳を交付しています。平成 30 年度の交付者数は 44 人となっています。

図表 母子健康手帳交付の状況

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
交付者数	64	48	53	44	

(保健センター)

②妊婦一般健康診査

妊娠中は、母体と赤ちゃんの健康管理のため、定期的に健康診査を受ける必要があります。 この健康診査のうち、14回分を公費負担しています。平成30年度の妊婦一般健康診査の受診 者数(延べ人数)は572人となっています。

図表 妊婦一般健康診査の状況

(単位:人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
立一人士业	実数	63	55	57	50	
受診者数	延べ人数	624	624	706	572	

(保健センター)

③妊婦訪問事業

初産婦や転入した妊婦、支援が必要な妊婦等に対して保健師による訪問指導を行っています。

図表 妊婦訪問事業の状況

(単位:人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
=+ 88 1 */-	実数	18	19	14	14	
訪問人数	延べ人数	18	19	14	16	

④もうすぐパパママ教室

妊婦及びその夫に対し、沐浴体験や子育てについての講話を年に3回開催し、産後の具体的なイメージを持つことで不安を軽減できるよう支援しています。平成30年度は10組、18人が受講しています。

図表 もうすぐパパママ教室の状況

(単位:組、人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受講組数	15	19	17	10	
受講人数	27	38	34	18	

(保健センター)

⑤産婦健康診査

産後うつの予防や新生児への虐待予防等の観点から、すべての産婦を対象に産婦健康診査2 回分に係る費用を公費負担しています。平成30年度の受診者数は29人となっています。

図表 産婦健康診査の状況 (平成30年7月1日以降の出産者より実施)

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受診者数	_			29	

(保健センター)

⑥産前・産後サポート事業 (ママカフェ)

妊産婦等が抱える妊娠・出産・子育てに関する悩みについて、助産師や保健師が相談支援を 行うことで、妊産婦の不安や孤立感の解消に努めています。平成30年度の参加者数は延べ341 人となっています。

図表 産前・産後サポート事業の状況(平成30年度より実施)

(単位:延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加者数	_	_		341	

⑦産後ケア事業 (産後ケア訪問)

助産師が家庭訪問することで母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、健やかな育児ができるよう支援しています。平成30年度の訪問人数は0人となっています。

図表 産後ケア事業の状況 (平成30年度より実施)

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
訪問人数	_	_	_	0	

(保健センター)

⑧未熟児訪問指導

未熟児は機能が未熟で疾病にかかりやすく、心身の障害を残すことも多いため、助産師による訪問指導を行っています。平成30年度は、延べ25人の訪問を行っています。

図表 未熟児訪問指導の状況

(単位:人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
=± 88 1 ¥£	実数	17	10	16	19	
訪問人数	延べ人数	28	16	23	25	

(保健センター)

⑨新生児訪問事業

新生児期は抵抗力が弱く、母親の子育て上の悩みも多いため、生後 28 日未満の新生児を対象に助産師による訪問指導を行っています。平成 30 年度は延べ 60 人(里帰り出産の町外住民を含む)の訪問を行っています。

図表 新生児訪問事業の状況

(単位:人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
=+-BB */-	実数	59	60	67	49	
訪問人数	延べ人数	73	83	91	60	

⑩乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)

生後2~3か月の乳児すべてを対象に、保健師又は助産師が訪問し、子育てに対する悩み等の相談に応じるほか、母親の育児不安の軽減に努めています。平成30年度では46人を訪問しています。

図表 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) の状況

(単位:人、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象者	55	54	48	49	
訪問実数	53	53	47	46	
実施率	96. 4	98. 1	97. 9	93. 9	
延べ人数	53	54	47	48	

(保健センター)

①養育支援訪問事業

母子保健事業の実施結果及び関係機関からの連絡によって把握した養育支援を必要とする 家庭に対し、保健師又は助産師による訪問指導を行っています。平成30年度では延べ22人を 訪問しています。

図表 養育支援訪問事業の状況

(単位:延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
訪問人数	15	8	15	22	

⑩乳幼児健康診查·幼児歯科健康診查

乳幼児健康診査は4か月児健康診査から3歳児健康診査まで、乳児の発達段階に応じて4段階の健康診査を実施しています。各年齢の受診率はほぼ100%に近い、高い受診率となっています。

幼児歯科健康診査は幼児健康診査とあわせ、1歳6か月児から3歳6か月児を対象とし、半年毎に計5回実施し、希望者へのフッ素塗布を行っています。

図表 乳幼児健康診査の状況

(単位:人、%)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
4 4 10 10	対象者	55	50	50	53	
4か月児 健康診査	受診数	55	48	50	53	
(建尿砂豆	受診率	100.0	96. 0	100.0	100.0	
10~11 か月児	対象者	53	51	58	61	
健康診査	受診数	52	50	56	60	
(世界) 1	受診率	98. 1	98. 0	96. 6	98. 4	
1歳6か月児	対象者	62	54	47	64	
一歳のか月元 健康診査	受診数	62	52	47	63	
(建尿砂且	受診率	100.0	96. 3	100.0	98. 4	
の集旧	対象者	59	68	65	56	
3歳児健康診査	受診数	59	66	65	56	
性 尿 砂 且	受診率	100.0	97. 1	100.0	100.0	

図表 幼児歯科健康診査の状況

(単位:人、%)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1回目歯科健康	対象者	62	54	47	64	
診査(1歳6か月児	受診数	62	52	47	63	
健康診査)	受診率	100.0	96. 3	100.0	98. 4	
0 🗔 🛭	対象者	62	47	57	55	
2回目 歯科健康診査	受診数	60	40	54	51	
出 件健康彰宜	受診率	96. 8	85. 1	94. 7	92. 7	
0 🗔 🛭	対象者	54	60	51	41	
3回目 施利健康診木	受診数	54	49	45	40	
歯科健康診査	受診率	100.0	81. 7	88. 2	97. 6	
4 🖾 🖰	対象者	47	61	48	56	
4回目 歯科健康診査	受診数	45	57	40	52	
图代 性 成砂宜	受診率	95. 7	93. 4	83. 3	92. 9	
5回目	対象者	59	68	65	56	
歯科健康診査	受診数	59	66	65	56	
(3歳児健康診査)	受診率	100.0	97. 1	100.0	100.0	

(保健センター)

⑬もぐもぐごっくん教室

生後6か月以降の乳児とその保護者に対して離乳食教室を年に6回(奇数月)開催しています。集団又は個別で離乳食指導を行い、月齢に応じて適切に離乳を進められるように支援しています。平成30年度は68組、136人が受講しています。

図表 もぐもぐごっくん教室の状況

(単位:組、人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加組数	66	58	94	68	
参加人数	132	117	189	136	

当町に1年以上居住し、体外受精又は顕微授精以外に妊娠が望めない夫婦に対し、妻の年齢が43歳未満の方は1回の治療費のうち県の助成金を控除した費用の全額を助成、43歳以上の方は1回の治療につき15万円まで、1年度当たり3回を限度に治療費の助成を行っています。 平成30年度の申請件数は5件となっています。

図表 不妊治療費助成事業の状況

(単位:件)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
申請件数	実数	12	8	6	5	
中胡什奴	延数	25	18	9	10	

(保健センター)

15男性不妊治療費助成事業

当町に1年以上居住し、不妊治療において夫が精子を回収する治療を受けている夫婦で、指定医療機関又は指定医療機関から紹介等を受けた医療機関において治療を受けている方を対象に、県の助成を控除した額の全額を助成しています。平成30年度の申請件数は0人となっています。

図表 男性不妊治療費助成事業の状況 (平成 28 年度より実施)

(単位:件)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
申請件数	実数	_	0	0	0	

(保健センター)

16不育症治療費助成事業

当町に1年以上居住し、産婦人科医や生殖医療専門医による不育症の検査・治療を受けた方に対し、検査及び治療に要した費用の全額を助成しています。平成30年度の申請件数は0件となっています。

図表 不育症治療費助成事業の状況 (平成28年度より実施)

(単位:件)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
申請件数	実数	_	0	0	0	

⑪定期予防接種

予防接種法に基づくもので、Hib、小児用肺炎球菌、B型肝炎、DPT-IPV(四種混合)、BCG、MR(麻しん・風しん混合)、風しん第5期、日本脳炎、水痘(みずぼうそう)、DT(二種混合)、HPV(ヒトパピローマウィルス)があり、決められた期間に公費で接種を受けることができます。

18任意予防接種

ロタウィルス、おたふくかぜ、A型肝炎、インフルエンザがあり、希望者が費用を自己負担 して接種を受けます。

当町では、生後6か月から高校3年生に対して、小児インフルエンザ予防接種費用の一部助成を行っています。

⑲風しんワクチン予防接種助成事業

先天性風しん症候群の発生を予防するために、風しん予防接種費用の一部を助成し、妊婦の 風しん感染を予防しています。対象は、妊娠を予定・希望している女性とその配偶者、妊娠し ている女性の配偶者です。

図表 風しんワクチン予防接種助成事業の状況

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
申請者数	1	5	3	23	
被接種者数	1	5	2	20	

20母子保健推進員活動

町から委嘱された母子保健推進員が家庭訪問や幼児健康診査の協力等を通し、子どもが健や かに生まれ育つことができるように、地域と行政のパイプ役として活動しています。

図表 母子保健推進員活動の状況

(単位:人、回)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	2か月児	53	48	47	50	
家庭訪問	9か月児	48	40	54	61	
	計	101	88	101	111	
事業への	回数	7	8	10	6	
協力	人数	14	16	16	2	

(保健センター)

②障害児を持つ母親の集い(たんぽぽの集い)

障害児を持つ親は精神的負担が大きく、サポートが必要であるため、定例会や研修会等を行うことで、児童の健全な発達を促し、家族の悩みや不安の軽減に努めています。平成30年度は16回開催しています。

図表 障害児を持つ母親の集い(たんぽぽの集い)の状況

(単位:回、延べ人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
開催	回数	16	15	16	16	
全加	親	69	67	82	75	
参加者数	子	49	31	33	35	

(保健センター)

22児童虐待相談

当町においても、わずかながら虐待に関する相談がみられます。

図表 児童虐待相談件数

(単位:件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
朝日町	0	0	1	2	
富山県	358	629	794	848	
全国	103, 286	122, 578	133, 778	159, 850	

(県児童相談所)

②相談指導件数

少子化・核家族化に伴い、子育てに対する不安や悩みを抱えている母親が増えているため、 子育て専用電話の設置、精神保健福祉士による相談を行っています。育児に関する相談件数は 平成30年度では70件となっています。

図表 相談指導件数 (テレホン育児相談・来所育児相談)

(単位:件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件数	71	126	112	70	

(保健センター)

❷児童扶養手当·特別児童扶養手当

平成30年度の母子・父子家庭に対する児童扶養手当の給付件数は73件、障害児に対する特別児童扶養手当は10件となっています。

図表 児童扶養手当の状況

(単位:件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件数	69	68	72	73	

(住民・子ども課)

図表 特別児童扶養手当の状況

(単位:件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件数	10	9	9	10	

(住民・子ども課)

4 子ども・子育てニーズ調査結果の概要

(1)調査の概要

子ども・子育て支援事業計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「これから必要な量」 を算出し、また、町民の皆様の教育・保育・子育てに関する「現在の利用状況」や「今後の利用 希望」を把握する目的として実施しました。

図表 配布

調査の種類	調査対象	実施方法	調査期間
计学节旧等	町内の就学前児童	就学前児童のいる 269 人	
就学前児童	(0~5歳)の	郵送による配布・回収	
アンケート	保護者	保育所等を通した配布・回収	平成 30 年
* # # # #	町内の就学児童	就学児童のいる 314 人	12 月
就学児童	(小学1~6年生)の	郵送による配布・回収	
アンケート	保護者	小学校を通した配布・回収	

図表 回収

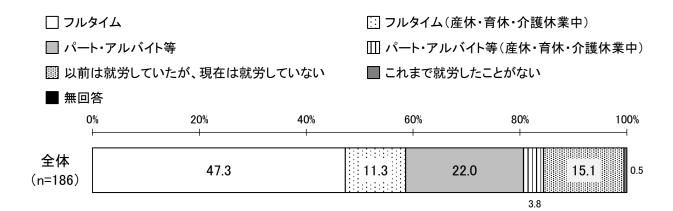
調査の種類	配布数	回収数
就学前児童	269 人	186 人
アンケート		(回収率 69.1%)
就学児童	314 人	172 人
アンケート		(回収率 54.8%)

(2)調査結果の概要(就学前児童)

①母親の就労状況について

「フルタイム」の割合が 47.3%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等」(22.0%) が続き、以下「以前は就労していたが、現在は就労していない」(15.1%) の順となっています。

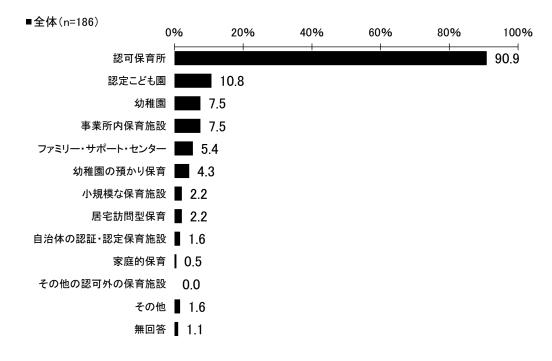
図表 母親の就労状況について



②今後定期的に利用したいと考える教育・保育事業について

「認可保育所」の割合が 90.9%で最も高く、次いで「認定こども園」(10.8%) が続き、以下「幼稚園」と「事業所内保育施設」(同率 7.5%) の順となっています。

図表 定期的に利用したいと考える教育・保育事業について



③放課後過ごさせたい場所について

5歳児の就学前児童で、小学校低学年のうちは、「自宅」の割合が 54.3%で最も高く、次いで「児童館」(51.4%) が続き、以下「祖父母宅や友人・知人宅」(31.4%) の順となっています。

高学年では、「自宅」(65.7%)、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(45.7%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(31.4%)の順となっています。

80% 20% 40% 60% 54.3 自宅 65.7 51.4 児童館 25.7 31.4 祖父母宅や友人・知人宅 31.4 習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、 28.6 学習塾など) 45.7 22.9 放課後児童クラブ〔学童保育〕 14.3 14.3 放課後子ども教室 11.4 2.9 子どもの居場所づくり事業 2.9 2.9 ファミリー・サポート・センター 2.9 8.6 その他(公民館、公園など) 8.6 5.7 無回答 5.7

図表 放課後過ごさせたい場所について (複数回答)

■小学校低学年時の希望(n=35)

ロ小学校高学年時の希望(n=35)

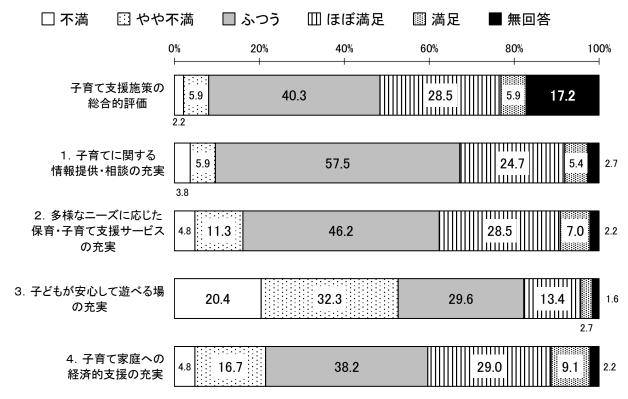
④子育ての環境や支援への満足度について

総合的評価では「ふつう」の割合が 40.3%で最も高く、次いで "満足 (ほぼ満足+満足)" (34.4%) となっています。

「1.子育てに関する情報提供・相談の充実」から「4.子育て家庭への経済的支援の充実」をみると、「3.子どもが安心して遊べる場の充実」のみ"不満(不満+やや不満)"の割合が52.7%で最も高くなっており、それ以外については「ふつう」の割合が最も高くなっています。

図表 子育ての環境や支援への満足度について

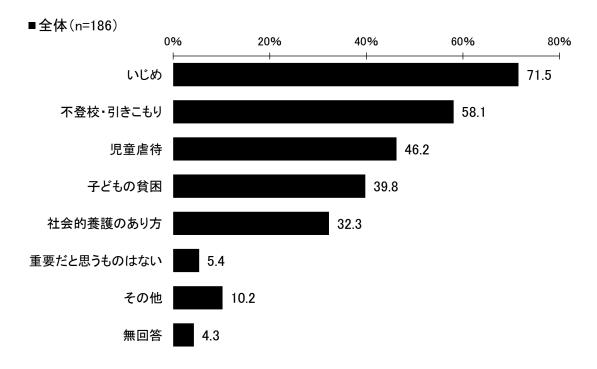
全体 (n=186)



⑤町の子ども・子育てに関する重要だと思う取組みについて

「いじめ」の割合が 71.5%で最も高く、次いで「不登校・引きこもり」(58.1%) が続き、 以下「児童虐待」(46.2%) の順となっています。

図表 町の子ども・子育てに関する重要だと思う取組みについて (複数回答)

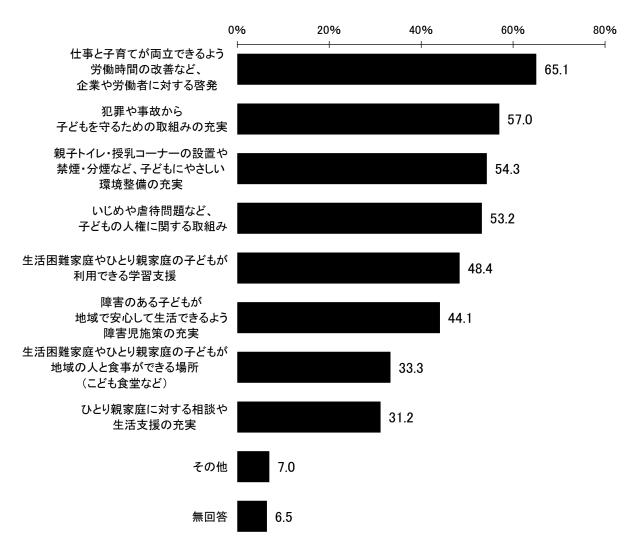


⑥町の子育て支援施策に重要だと思うサービスについて

「仕事と子育てが両立できるよう労働時間の改善など、企業や労働者に対する啓発」の割合が 65.1%で最も高く、次いで「犯罪や事故から子どもを守るための取組みの充実」(57.0%)が続き、以下「親子トイレ・授乳コーナーの設置や禁煙・分煙など、子どもにやさしい環境整備の充実」(54.3%)、「いじめや虐待問題など、子どもの人権に関する取組み」(53.2%)の順となっています。

図表 町の子育て支援施策に重要だと思うサービスについて (複数回答)

■全体(n=186)





1 基本理念

子どもを生み育てやすい環境づくりを進めるため、保育所などの子育て施設や行政だけでなく、地域の団体や事業所等のネットワークの構築が必要です。

様々な人や機関等が繋がって、一人ひとりの子どもを育てつつ、子育て世帯への支援を継続するという観点から、第1期計画と同様に次のような基本理念を示します。

みんなが育てるあさひっ子 ~豊かな心をはぐくむまちづくり~

2 基本目標

基本理念の実現に向け、次の基本目標を掲げます。

1 地域のみんなで子育てを支えるまちづくり

地域子育て支援拠点事業や放課後児童クラブ、病児・病後児保育などの「地域子ども・子育て支援事業」のさらなる充実を図るため、保育所等の施設や町行政だけでなく、各種町民団体や組織、一般町民の参加を促しながら、子育てネットワークの強化を目指します。

2 子どもの育ちと子育て家庭を支える安全安心のまちづくり

少子化を抑制するため、町民の妊娠・出産・子育てを促進・支援する社会環境づくりに努めます。

出産や育児を支えるため、医療・保健・福祉・教育等の連携した取組など多方面からの事業 を推進していきます。また、障害児や経済的に困窮する家庭への支援、子どもの貧困対策を行 うなど、自立を支える施策を推進していきます。

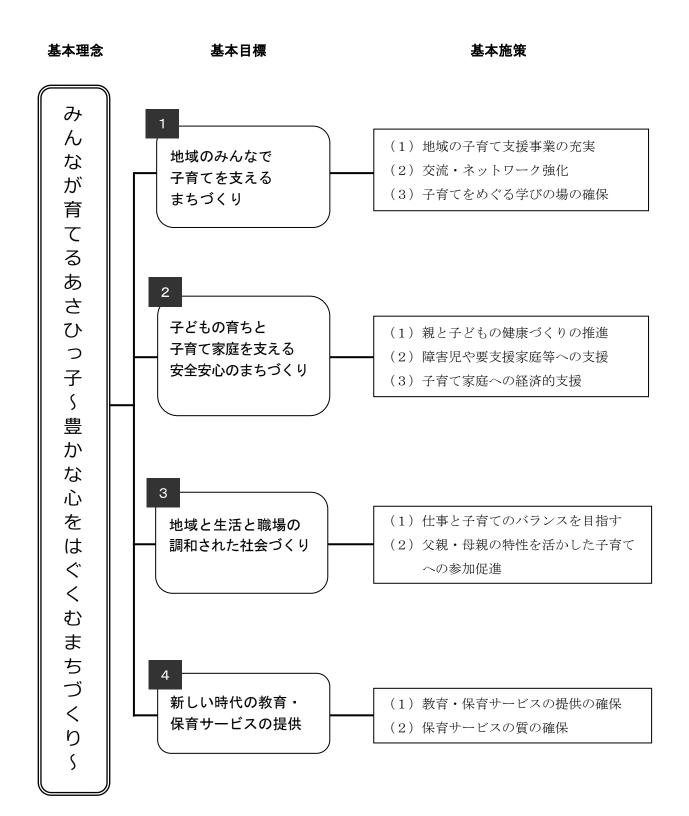
3 地域と生活と職場の調和された社会づくり

子育て中の労働者が男女を問わず、子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰の支援等、引き続きワーク・ライフ・バランスが図られるような雇用環境の整備に努めます。

4 新しい時代の教育・保育サービスの提供

認定こども園への移行の検討や地域型保育給付の設置誘導など、町民の利用希望に応じた多様な教育・保育サービスの提供に努めます。また、保育サービスの質の確保に努めます。

3 体系図



4 教育・保育サービスの提供区域

(1)区域設定の考え方

市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や 子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域(「教育・保育提供区域」)を設定することと なっています。

(2)区域の設定

上記の考え方と第1期計画を踏まえて、教育・保育の提供区域の設定にあたり、当町では全町を1区域として設定します。

第4章 子ども・子育て支援事業 量の見込みと提供体制

1 子ども・子育て支援事業の事業量の算出方法

(1) 事業量の算出方法

子育て家庭の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業に対する潜在的なニーズを探るため、ニーズ調査の結果を基に、国から示された家庭類型や年齢区分別に、ニーズ量・目標事業量を算出します。

量の見込みの基本的な考え方

子ども・子育て支援法第61条(市町村子ども・子育て支援事業計画)

- ◆市町村子ども・子育て支援事業計画において定める事項(量の見込み関係)
- ①教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容 及びその実施時期
- ②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育 て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

量の見込みの算出方法

- ① 家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)※1」=「家庭類型別児童数(人)」
- ② 量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)※2」=「量の見込み(人)」

※1:ニーズ調査から分かる現在の家庭類型別の児童数の割合に、今後の就労希望の回答状況を 加味することで算出される家庭類型別の児童数の割合。

※2:各事業に対する設問で、利用意向を示す回答をした者の割合。(各事業により異なる)

(2) 量の見込みを算出する事業について

下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」毎に、施設型給付及び地域型保育給付事業と子ども・子育て支援法で定める地域子ども・子育て支援事業の 11 事業について、「量の見込み」の算出を行うことが決められています。

図表 量の見込みを算出する給付事業と認定区分

認定区分	認定区分	対象施設	対象年齢
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 2号認定の子ども以外のもの (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園	3~5歳
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定め る事由により家庭において必要な保育を受ける ことが困難であるもの (保育の必要性あり)	保育所 認定こども園	3~5歳
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、 保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定め る事由により家庭において必要な保育を受ける ことが困難であるもの (保育の必要性あり)	保育所 認定こども園 地域型保育事業	0~2歳

図表 量の見込みを算出する地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業	対象児童年齢
時間外保育事業	0~5歳
放課後児童健全育成事業	1~6年生
子育て短期支援事業	1~18歳
地域子育て支援拠点事業	0~2歳
利用者支援事業	0~5歳、1~6年生
乳児家庭全戸訪問事業	出生時等
養育支援訪問事業その他要支援児童、	_
要保護児童等の支援に資する事業	_
妊婦一般健康診査事業	_
一時預かり	
・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	3~5歳
・その他	0~5歳
病児・病後児保育事業	0~5歳、1~3年生
ファミリー・サポート・センター事業	1~6年生

2 教育・保育事業の量の見込みと提供体制

(1) 幼児期の教育・保育

目標年の令和6年度の教育・保育の量の見込みはあわせて260人とみられます。

教育・保育施設を希望する家庭に対し、町内の公立保育所による保育サービスを提供しますが、幼稚園など町外施設の利用について、町外施設との連携により必要量の確保を図ります。

図表 教育・保育の見込み量及び確保方策

(単位:人)

			수	和2年原	隻		令和3年度				
			2	号	3	号	1号	2	号	3	号
		3-5歳	3-	5歳	0 歳	1-2 歳	3-5歳	3-	5歳	0 歳	1-2 歳
			教育 ニーズ	保育 ニーズ	保育所 幼稚園 教育 保育 ニーズ ニーズ		保育 ニーズ	保育所			
①量の (必要	見込み (利用定員総数)	5	5	147	39	105	5	5 5 152 38 1		102	
2	幼稚園(町外へ)	5	5	0	0	0	5	5	0	0	0
②確保の内容	保育所	0	0	147	39	105	0	0	152	38	102
容	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	令	和4年度	ŧ		令和5年度				令和6年度					
1号	2	号	3	号	1号	2	号	3	号	1号	2	号	3号	
3-5歳	3-	5歳	0 歳	1-2 歳	3-5歳	3-	5歳	0 歳	1-2 歳	3-5歳	3-	5歳	0歳	1-2 歳
幼稚園	教育 ニーズ	保育ニーズ	保育	所	幼稚園	教育 ニーズ	保育 ニーズ	保育	育所	幼稚園	教育 ニーズ	保育 ニーズ	保育	育所
5	5	152	34	89	5	5	150	33	84	5	5	140	31	79
5	5	0	0	0	5	5	0	0	0	5	5	0	0	0
0	0	152	34	89	0	0	150	33	84	0	0	140	31	79
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 地域子ども・子育て事業の量の見込みと提供体制

(1) 時間外保育

通常の開所時間を超えて保育を実施する事業です。また、21 時までの保育を3か所で実施し、 町民の保育ニーズに対応しています。

図表 時間外保育の量の見込み及び確保方策

(単位:人)

事業名	内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
時間外保育	①量の見込み	199	195	188	182	170
	②確保の内容	199	195	188	182	170
(人/年)	2-1	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、学校の空き教室等を活用して、放課後子ども教室との連携を強化 し、国から示された「新・放課後総合子どもプラン」との整合性を図りながら総合的に実施しま す。また、小学校高学年の児童の受け入れをし、施設や人材面の充実を図ります。

なお、さみさと小学校区においては、放課後の子どもの居場所として児童館があります。また、宮崎地区、五箇庄地区の自治振興施設において、地域の方の見守りにより、子どもの居場所づくり事業を実施しています。

図表 放課後児童健全育成事業の量の見込み及び確保方策

(単位:人)

事業名	内容		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	①是 の 目37.	さみさと 小学校区	5	5	5	5	5
放課後	①量の見込み あ	あ さ ひ 野 小学校区	30	28	27	24	25
児童健全		さみさと 小学校区			-	_	
低学年	②確保の内容	あ さ ひ 野 小学校区	30	28	27	24	25
(人/年)	2 -1	さみさと 小学校区	△5	△5	△5	△5	△5
	2 -0	あ さ ひ 野 小学校区	0	0	0	0	0

事業名	内容		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6年度
	①是 の 目37.	さみさと 小学校区	4	4	3	3	3
放課後	①量の見込み	あ さ ひ 野 小学校区	19	19	17	19	18
児童健全		さみさと 小学校区		_			_
高学年	②確保の内容	あ さ ひ 野 小学校区	19	19	17	19	18
(人/年)	2-1	さみさと 小学校区	△4	△4	Δ3	Δ3	△3
	2 -0	あさひ野 小学校区	0	0	0	0	0

<新・放課後子ども総合プランにおける当町の取組>

①一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量及び実施計画

当町では、令和元年度において、あさひ野小学校区で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体型として運営しています。さみさと小学校区における開設については、児童館の利用ニーズや習い事など他の放課後の居場所の利用状況、今後の児童数などを見極めながら検討していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数	2 校	2 校	2 校	2 校	2 校
一体型	1 校	1 校	1 校	1 校	1 校
未実施	1 校	1 校	1 校	1 校	1 校

- ②放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施に関する具体的な方策 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に実施するためには、関係者間で調整を行 う必要があります。そのため、関係者間で検討・調整を行います。
- ③小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的 な方策

放課後子ども教室を含めた今後の新たな学校の余裕教室の活用については、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の担当課が学校関係者と話し合う機会を持ち、新・放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を求めるとともに協議を行います。

④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会との具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の効果的な実施に関する検討の場として、担当課と 小学校、教育委員会の間で協議を続け、共通の理解や情報共有を図っていきます。

⑤特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における特別な配慮が必要な児童について、今後も 児童が安心して過ごすことができるよう、支援方法等について研修や情報提供・共有を行って いきます。

- ⑥地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組 利用意向をみながら時間延長について検討・調整をしていきます。
- ⑦放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

関係者間で情報を共有し、向上を図っていきます。また、支援員については、指導力の向上 やきめ細やかな配慮と適切な判断ができるよう、研修や情報提供を通じた質の向上を図ります。

⑧放課後児童クラブの役割を果たす観点から、放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

ホームページや広報紙等による周知を行うとともに、必要に応じて地域組織や関係機関等とも情報共有を図ります。

(3)子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、町内に施設がなく、利用者もありません。利用希望者については、町 外施設の利用をあっせんし、ニーズに応えることとしますが、町としては、事業量は見込まない こととします。

図表 子育て短期支援事業の量の見込み及び確保方策

(単位:人日)

事業名	内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
子育て短期支援	①量の見込み	0	0	0	0	0
事業	②確保の内容	0	0	0	0	0
(人日/年)	2-1	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、現在、育児サロン・育児講座・赤ちゃん広場を実施しています。 低年齢児保育を希望しない在宅の乳幼児を対象とする事業です。当町では2か所の子育て支援 センターを設置し、ニーズに応えていますが、少子化の進行等による利用者数の減少などの状況 を踏まえ、将来的には子育て支援センターの統合を検討していきます。

図表 地域子育て支援拠点事業の量の見込み及び確保方策

(単位:人回)

事業名	内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
サイフタイナゼ	①量の見込み	3, 456	3, 228	2, 976	2, 808	2, 640
地域子育て支援	②確保の内容	3, 456	3, 228	2, 976	2, 808	2, 640
拠点事業 (人回/年)	(1日平均) *	(15)	(14)	(13)	(12)	(12)
(入回/ 平)	2-1	0	0	0	0	0

^{*「1}日平均」は、225日換算

(5) 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

利用者支援事業についての、今計画期間の整備予定はありませんが、先進事例等を研究し、実施へ向けた検討を行います。

図表 利用者支援事業の量の見込み及び確保方策

(単位:か所)

事業名	内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	①量の見込み			_	_	_
利用者支援事業	②確保の内容	0	0	0	0	0
(か所) 	2-1	0	0	0	0	0

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みは、人口推計による毎年の出生児童数を対象とします。対 象は実人数で、全家庭の訪問を目指します。

図表 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込み及び確保方策

(単位:人)

事業名	内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
乳児家庭全戸	①量の見込み	48	46	42	40	38
訪問事業	②確保の内容	48	46	42	40	38
(人/年)	2-1	0	0	0	0	0

(7)養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の量の見込みは、現況の利用者の数から算出しています。

図表 養育支援訪問事業の量の見込み及び確保方策

(単位:人)

事業名	内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
養育支援訪問	①量の見込み	20	20	20	20	20
事業	②確保の内容	20	20	20	20	20
(人/年)	2-1	0	0	0	0	0

(8) 妊婦一般健康診査事業

妊婦一般健康診査事業の量の見込みは、人口推計による毎年の出生児童数を対象として、実人 数と受診者の総回数を示しています。

図表 妊婦一般健康診査事業の量の見込み及び確保方策

(単位:人、回)

事業名	内容		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
妊婦一般		人数	48	46	42	40	38
妊 婦 一 _极 健 康 診 査	①量の見込み	回数	576	552	504	480	456
事業	0-1.5	人数	48	46	42	40	38
(人、回/年)	②確保の内容	回数	576	552	504	480	456
VX (1) +/	2-1		0	0	0	0	0

(9) 一時預かり事業

一時預かり事業の量の見込みのうち、1号の幼稚園在園児の見込みと2号認定こども園の見込みは、町内に施設がないため見込まないこととします。

その他の一時預かりは、子育て支援センター等の利用を見込み、保護者の就労や冠婚葬祭等の 用事、さらには子育て疲れのリフレッシュの利用を見込んでおり、子育て支援センターで対応し ます。

図表 一時預かり事業の量の見込み及び確保方策

(単位:人日)

事業名	内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
一時預かり事業	①量の見込み	0	0	0	0	0
1号利用	②確保の内容	0	0	0	0	0
(人日/年)	2-1	0	0	0	0	0
一時預かり事業	①量の見込み	0	0	0	0	0
2号利用	②確保の内容	0	0	0	0	0
(人日/年)	2-1	0	0	0	0	0
一時預かり事業	①量の見込み	1, 320	1, 295	1, 247	1, 206	1, 128
その他	②確保の内容	1, 320	1, 295	1, 247	1, 206	1, 128
	(1日平均) *	(6)	(5)	(5)	(5)	(5)
(人日/年)	2-1	0	0	0	0	0

^{*「1}日平均」は、240日換算

(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気療養中又は病気の回復期に、保護者が勤務の都合等により家庭における保育が困難な状況にあるとき、保育士と看護師が保護者に代わって保育する事業です。 当町では、病児保育室スマイルで実施しています。

図表 病児・病後児保育事業の量の見込み及び確保方策

(単位:人日)

事業名	内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
病児・病後児	①量の見込み	172	169	163	157	147
保育事業	②確保の内容 (1日平均)*	172 (1)	169 (1)	163 (1)	157 (1)	147 (1)
(人日/年)	2-1	0	0	0	0	0

^{*「1}日平均」は、240日換算

(11) ファミリー・サポート・センター事業 (小学生)

子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) は、乳幼児や小学生等の児童を 有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当 該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

当町では、朝日町子育てたすけ愛の会で実施しており、乳幼児や小学生までが利用できますが、この計画では、就学児童のみを対象として量を見込んでいます。

図表 ファミリー・サポート・センター事業の量の見込み及び確保方策

(単位:人日)

事業名	内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ファミリー・ サポート・センター	①量の見込み	30	30	30	30	30
事業	②確保の内容	30	30	30	30	30
小学生 (人日/年)	2-1	0	0	0	0	0

第5章 子ども・子育て支援事業 の具体的取組

基本目標1 地域のみんなで子育てを支えるまちづくり

基本施策(1)地域の子育て支援事業の充実

① 地域子育て支援事業の充実

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援センター事業	地域の子育て支援の中心施設として、子育てに対する相談等の支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、地域の子育てネットワークづくりを進めます。	住民・子ども課
利用者支援事業	利用者支援事業について、先行事例を研究し、実 施へ向けた検討を行います。	住民・子ども課
地域子育て支援拠点事業 (育児サロン・育児講座・赤 ちゃん広場)	0~2歳児を中心として、親子及び家族がともに参加し、子育てに対する相談等の子育て支援を行います。 また、関係機関との連携を強化し、地域の子育てネットワークづくりの拠点として事業の充実を図ります。	住民・子ども課

② 放課後児童の健全育成の充実

事業名	事業内容	担当課
児童館	児童の健全育成を図る拠点施設として、子どもに 適切な遊びの場を提供します。	住民・子ども課
放課後児童クラブ (新・放課後子ども総合プ ラン:学童保育)	学校の空き教室等を利用して、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室等との連携により、学校の放課後における子どもの居場所と健全育成を図ります。また、小学校高学年の利用を促進します。	住民・子ども課
放課後子ども教室	放課後に学校の空き教室等を活用して、子どもの 安全・安心な活動場所を確保し、地域の方々に講師 として参加してもらい、学習や様々な体験・交流活 動の機会を提供します。	住民・子ども課
子どもの居場所づくり事業	地域の力を活かした子育で支え合いを推進する ため、自治振興会などが主体となり、放課後等にお いて子どもに適切な遊びの場を提供し、子どもの居 場所の確保に取組みます。	住民・子ども課

③ 多様な保育サービスの提供

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
一時預かり事業	一時預かりは保護者の就労、冠婚葬祭等の用事の ほか、育児疲れのリフレッシュなどに利用ができま す。	住民・子ども課
病児・病後児保育事業	病気療養中又は病気の回復期にある児童を、保護 者に代わって、保育及び看護ケアを行います。	住民・子ども課
時間外保育事業	多様な保育ニーズに対応するため、通常の開所時間を超えて保育を実施します。	住民・子ども課
休日保育事業	多様な保育ニーズに対応するため、日曜日及び祝 日に保育所を開所し、保育を実施します。	住民・子ども課
乳幼児保育事業	産後休業や育児休業終了後の就労に対応するため、0歳児からの保育を実施します。	住民・子ども課
障害児保育事業	集団保育が可能な障害児の保育を実施します。	住民・子ども課

④ 子育て相談体制・情報提供の充実

事業名	事業内容	担当課
子育て相談事業	子育でに関する相談を、保健センター、子育で支援センター及び各保育所で随時実施します。	住民・子ども課 保健センター
子育て支援ガイドブックの 作成	各種の子育て支援サービス等が地域住民に周知 されるよう、ガイドブックの作成・配布等による情 報提供を行います。	住民・子ども課
あさひDE子育てアプリ	紙の母子健康手帳と併用して、成長記録や予防接種スケジュール管理などに活用できるほか、妊娠・ 子育て情報をタイムリーに配信します。	住民・子ども課 保健センター
教育相談事業の充実	教育センターで随時教育相談を行います。	教育委員会事務局
にこにこ相談会	お子さんの発達や生活・行動・学習・進路などに 関わる相談会を定期的に行います。	教育委員会事務局
親学び講座	「親」としてのあり方を学びます。講師謝金を予 算化し、継続的に実施します。	教育委員会事務局

基本施策(2)交流・ネットワーク強化

① 地域のネットワークづくり

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
子どもサポートネットワー ク連絡会	子どもを取り巻く関係者(小・中学校教諭、保健師、助産師、主任児童委員、保育士、行政等関係者等)による事例検討や学習会等を実施します。 また、連絡会を通じて情報の共有等を図りながら、関係者間における連携を進めます。	住民・子ども課
ボランティアの登録・あっ せん	地域の高齢者や子育て経験者、子育て中の親等の 中で、子育て支援に協力できる人等の人材活用を推 進します。	社会福祉協議会
巡回補導の実施	春休み・夏休み・冬休みや祭り時及び強調月間に おける巡回補導を継続して実施します。	住民・子ども課

② ファミリー・サポート・センター等の充実

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
子育てたすけ愛の会	地域住民同士の育児に関する互助援助活動で、 サービス提供者・利用者ともに登録する会員組織に よって運営されます。	住民・子ども課

③ 子ども同士、異年齢との交流の拡大

事業名	事業内容	担当課
高齢者ふれあい保育事業	各地域の高齢者を保育所に招き、「わくわくデー・ なかよしワーク」を実施します。	住民・子ども課
地域特別保育事業	各地域のボランティア講師による絵本の読み聞かせ・英語・お茶等の教室や、各地域行事・敬老会等への参加を支援します。	

④ 地域の子育て活動の支援

事業名	事業内容	担当課
三世代交流事業	公民館事業として、世代を超えた交流を行う講座 を開催します。	教育委員会事務局
保育所地域活動事業の実施	世代間交流等、地域住民との交流により、児童の 社会性を養うとともに、地域に根ざした保育所を目 指します。	住民・子ども課
JFAこころのプロジェクト「夢の先生」	子どもたちに「夢を持つこと」の大切さを伝え、「仲間を尊重すること」の意味を感じてもらい、「フェアプレー精神」の真の意味を理解してもらうことを目的に、日本サッカー協会の協力を得て実施します。	教育委員会事務局
民生委員・児童委員	児童健全育成・児童虐待等、地域の状況を把握し ます。継続して実施します。	住民・子ども課 健康課

基本施策(3)子育てをめぐる学びの場の確保

① 子どもの活動の場や機会の充実

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
ボランティア推進校への支 援と学校、地域との連携	町内の小中高生が体験ボランティアを通して乳 幼児と触れ合う機会を継続し、広報・啓発活動・調 査・研究を行います。	社会福祉協議会
小学生地域スポーツ教室	ビーチボール教室等への参加を呼びかけ、子ども の運動の機会づくりへの充実を図ります。	教育委員会事務局
スポーツ少年団育成支援	子どものスポーツ参加機会の拡充や、スポーツ少 年団の相互交流及び指導者の資質向上を図ります。	教育委員会事務局
総合型地域スポーツクラブ の支援	町民のスポーツ参加機会の拡充を図ります。	教育委員会事務局

② 学校教育の充実

事業名	事業内容	担当課
道徳教育の充実	豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫・改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図ります。	教育委員会事務局
社会に学ぶ「14 歳の挑戦」 事業	町内事業所の協力のもと、中学生の職場体験を実施します。 体験を通じて、労働や周囲への意識変化が現れる 等有用性が高く、今後も効果的な事業実施を行います。	教育委員会事務局
命の授業	地域の専門分野(助産師・保健師・養護教諭等)の協力により、命と触れ合う体験(赤ちゃんを抱っこする等)や命の大切さについての話を聞くことで、小中学校での命の教育の普及を図っていきます。	教育委員会事務局保健センター
スクールカウンセラー等の 配置	小・中学校において、スクールカウンセラーを引き続き配置して、教育相談体制の充実を図ります。	教育委員会事務局
携帯電話・メール、SNS等 の利用指導	メールやSNSの正しい使い方について、学校、 生徒、保護者と講演会、ルールづくり等に取組みま す。	教育委員会事務局
スポーツエキスパート派遣 事業	地域と連携しながら、すぐれたスポーツ指導者の 招へい、確保を行い、部活動の充実に努めます。	教育委員会事務局
小学校体育大会	町内の全小学校合同で体育大会を開催します。	教育委員会事務局
学校施設の改修	小・中学校全校へのエアコン整備を終え、大規模 改修も含めて、施設の状況把握に努め、必要な維持 管理・修繕を迅速に行っていきます。	教育委員会事務局

事業名	事業内容	担当課
小学校・中学校の学校評議 員制度	全小・中学校の学校評議員制度に取組んでいま す。	教育委員会事務局
ICT教育環境の整備	小・中学校において、パーソナルコンピュータの ほか無線LANを活用したタブレット端末、デジタ ル教科書を利用しての授業を充実します。	教育委員会事務局
スタディメイト・英語指導 員の配置	すべての小・中学校にスタディメイトを配置する ほか、小学校における英語教育に対応するため英語 指導員を配置します。	教育委員会事務局
スクールバスでの登下校	通学距離に応じて、通年、冬期間等にあわせス クールバスを運行します。	教育委員会事務局

基本目標2 子どもの育ちと子育て家庭を支える安全安心のまちづくり

基本施策(1)親と子どもの健康づくりの推進

① 妊娠・出産支援

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
妊産婦医療費助成	妊産婦の疾病の早期発見と適正な医療を確保するため、妊娠高血圧症侯群、切迫早産等の治療に医療費を助成します。	住民・子ども課
子ども医療費助成事業	誕生から高校生世代までの子どもに係る医療費 の助成を行います。	住民・子ども課
ひとり親家庭等医療費助成 事業	ひとり親家庭等の児童とその児童を養育する親 等に係る医療費の助成を行います。	住民・子ども課
小児救急医療の充実	新川医療圏小児急患センター(黒部市民病院内) との連携により、小児の救急医療体制を維持しま す。	保健センター
不妊治療費助成の充実 不育症治療費助成の充実	不妊治療費・不育症治療費の助成を行うことで、 治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減し、少子 化対策の充実を図ります。 また必要時は個別相談も行い、治療に伴う身体的 及び精神的負担の軽減に努めます。	保健センター
産科医との連携	産科医療機関との連携を図り、また周産期地域連携ネットワーク会議に参加し、安心して出産育児ができる環境の整備に努めます。	保健センター

② 母子保健事業の充実

事業名	事業内容	担当課
子育て世代包括支援セン ター (平成 29 年度~)	保健師等が妊娠・出産・子育てに関する相談に 応じ必要な支援を行うことで、妊娠期から子育て 期にわたる切れ目のない支援を提供していきま す。	保健センター
母子健康手帳交付	保健師による直接交付と個別指導の継続で内容 の充実に努めます。特定妊婦を把握した際には、訪 問等の支援を行っていきます。	保健センター
妊婦一般健康診査	一般健康診査、必要者には精密健康診査を行います。健康診査費用を 14 回分助成することにより、 定期受診の維持を図ります。	保健センター

事業名	事業内容	担当課
産婦健康診査	産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る ため、産婦健康診査に係る費用を助成します。これ により、産後の初期段階における母子に対する支援 を強化し、妊産婦から子育て期にわたる切れ目のな い支援体制を整備します。	保健センター
妊婦の訪問指導	初産婦や転入者、医療機関から連絡があった者や 健康診査にて訪問が必要とされた者に対し、訪問や 電話連絡等による支援に努めます。	保健センター
産後ケア事業 (産後ケア訪問)	助産師が家庭訪問することで、母親の身体的回復 と心理的な安定を促すとともに、健やかな育児がで きるよう支援します。	保健センター
新生児·未熟児·産婦訪問指 導	産婦や家族が、安心して赤ちゃんを産み育てられるよう訪問指導を行います。訪問助産師と密な情報 交換を行い、連携して支援を行っていきます。	保健センター
産前・産後サポート事業 (ママカフェ)	妊産婦が抱える妊娠・出産・子育てに関する悩み について、助産師や保健師が相談支援を行うこと で、妊産婦の不安や孤立感の解消に努めていきま す。	保健センター
乳幼児の健康診査	4か月児、1歳6か月児、3歳児に対し健康診査、個別相談、集団指導を行います。また、必要者に対し精密健康診査受診票を発行します。 乳幼児の発達・発育の異常を早期に発見し、早期に対処するよう努めます。 また、乳幼児の虐待予防のために未受診者への受診勧奨をし、保護者の相談にひとつひとつ答えていきます。	保健センター
10~11か月児健康診査	小児科医による診察、個別相談、歯科集団指導、 絵本の読み聞かせを行います。	保健センター
歯科健康診査・フッ素塗布	1歳6か月児から3歳6か月児を対象とし、半年毎に計5回実施し、希望者へのフッ化物塗布を行います。 また、永久歯むし歯予防として、保育所の年中児から小学校6年生までを対象に、週1~2回のフッ素洗口を継続実施していきます。	保健センター
育児相談	保健師や管理栄養士による相談を行います。 また、子育て相談専用電話も設置しています。	保健センター
母子保健推進員の活動	生後2か月及び9か月の赤ちゃん訪問、3歳児健康診査や「もうすぐパパママ教室」への協力を行います。	保健センター

③ 食育の推進

事業名	事業内容	担当課
4か月児健康診査時の集団 指導	管理栄養士による離乳食準備指導を行います。受 診者全員の受講を目指します。	保健センター
もぐもぐごっくん教室	保健師・管理栄養士による離乳食指導、個別相談 を行います。参加者が満足できるよう、指導内容を 工夫します。	保健センター
乳幼児健康診査時の栄養相 談	乳幼児健康診査で必要な人を対象に、保健師・管理栄養士による栄養指導、個別相談を行います。	保健センター
食育に関する学習活動	小学生を対象に関係機関と連携し、農業体験や食 文化の継承に努めます。 学校給食には地元の旬の食材を使用し、生産者と の交流を通じて、子どもたちへ味の伝承を行ってい き、さらに、給食だより等を通じて生産者や地域の 特産品を紹介し、当町の食材に関する知識や愛着を 深めます。 また、学校調理員を対象に、衛生管理等の研修を 実施します。	農林水産課教育委員会事務局
保育所の食育活動	・毎月の「食育の日」は、調理員を主として食の大切さを理解できるように取組んでいきます。 ・土に親しみ収穫の喜びを体験できるよう、各保育所での園庭やプランター等を利用して夏野菜作りやチャイルドクッキング等をしていきます。 ・給食だより等を通じて、行事食や郷土食、季節の食の知識や食材を紹介し、ふるさとの味や魅力を伝えて郷土愛を育てていきます。 ・保育所調理員を対象に、衛生管理等の研修を実施します。 ・アレルギー等で調理員や保育士、栄養士や保護者を交えての情報交換を実施します。 ・保育所の職員が、職種を超えて共有できる研修の場を持つことで、食育への共通理解を図っていきます。 ・規則正しい食生活、健康保持のための適度な運動、食事マナーや歯や口の健康(8020運動)の維持や改善にも配慮していきます。	農林水産課住民・子ども課

基本施策(2)障害児や要支援家庭等への支援

① 障害児への支援

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健康診査事後フォロー	保護者が前向きに必要な機関に相談できるよう、 専門機関への紹介をします。また、必要に応じて保 健師による保育所訪問にて事後フォローをして支 援していきます。	保健センター
障害児通所支援事業	児童発達支援、医療型児童発達支援について、関係機関との密接な連携により、円滑なサービス提供 に努めます。	健康課
放課後等デイサービス事業	就学児に対する放課後等デイサービス事業について、該当者に対する広報活動を進め、利用を促進します。	健康課
保育所等訪問支援事業	就学前児童に対する保育所等訪問事業について、 該当者に対する広報活動を進め、利用を促進しま す。	健康課
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援を利用する前に障害児 支援利用計画を作成するほか、通所支援開始後、一 定期間毎にモニタリングを行うなどの支援を行い ます。	健康課
障害児入所支援事業	県発達障害者支援センターや医療型児童発達支援センターとの連携により、必要なサービスにつなげていきます。	国・県事業
児童発達支援事業	県発達障害者支援センターや医療型児童発達支援センターとの連携により、必要なサービスにつなげていきます。	国・県事業
障害児保育事業 (再掲)	集団保育が可能な障害児を受け入れる事業です。	住民・子ども課
特別支援教育の充実	学校教育においては、特別支援教育の充実により、障害児教育の充実を図ります。	教育委員会事務局
朝日町教育支援委員会の開 催	障害のある幼児、児童及び生徒並びにその保護者 に対する早期からの一貫した教育支援を行うため、 委員会を継続して開催します。	教育委員会事務局
障害児を持つ母親の集い	「たんぽぽの集い」を開催し、情報交換、親子交流会、学習会、施設見学等を実施し、障害児を持つ親への支援を行います。新規会員にも輪を広げていきます。	保健センター
にこにこ相談会 (再掲)	お子さんの発達や生活・行動・学習・進路などに 関わる相談会を定期的に行います。	教育委員会事務局
特別児童扶養手当 (県進達事務)	支給対象者に手当を支給します	住民・子ども課
心身障害児童福祉金	支給対象者に福祉金を支給します。福祉施設に通 園・通学している者には増額支給を行います。	住民・子ども課

事業名	事業内容	担当課
日常生活用具の給付	申請に基づき、審査の上給付します。	健康課
補装具の給付	申請に基づき、審査の上給付します。	健康課
障害児福祉手当 (県進達事務)	支給対象者に手当を支給します。	健康課
特別支援教育就学に対する助成	小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒 や、普通学級に在籍する特別支援学校の就学基準に 該当する児童生徒に対する助成を継続して実施し ます。	教育委員会事務局

② ひとり親家庭への支援

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
児童扶養手当 (県進達事務)	父母の離婚などにより父親又は母親と生計をと もにしていない児童が育成される家庭や、父親又は 母親が身体などに重度の障害がある家庭、父母に変 わって児童を養育している方に対し、児童の健やか な成長を願って支給される手当です。	住民・子ども課
ひとり親家庭等医療費助成 事業(再掲)	ひとり親家庭等の児童とその児童を養育する親 等に係る医療費の助成を行います。	住民・子ども課

③ 子どもの権利擁護と虐待防止

事業名	事業内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、関係機関の連携を強化し、ネットワークを構築することにより、個別のケースへの対応を行います。	住民・子ども課
子ども家庭総合支援拠点	地域のすべての子ども・家庭の相談に対応する、 子ども支援の専門性を持った機関である子ども家 庭総合支援拠点の設置について、検討していきま す。	住民・子ども課
母子保健推進員による訪問	2か月児・9か月児のいる家庭に訪問を実施し、 支援しています。	保健センター
こんにちは赤ちゃん事業	生後3か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。 また、継続して支援が必要であると判断したケースに関しては、養育支援訪問事業の対象者として切れ目のない支援の提供に努めます。	保健センター

事業名	事業内容	担当課
心理相談員による個別相談	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時における希望者に対する相談を行います。また、保護者に対して、育児相談の周知を図ります。	保健センター

④ 外国人家庭への支援

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
情報提供・相談事業	外国人の母親及び子どもに対し、国際交流団体と の連携により、子育て情報の提供などの子育て支援 を行います。また、生活面や子育てに関する相談を 行います。	住民・子ども課保健センター
母子保健	子どもの健康を守るため、母子保健事業の実施に より母子ともに健康管理を行います。	保健センター
就園・就学支援等	地域子育て支援拠点事業等、各種子育て支援事業 への参加を促すとともに、就園・就学に関わる支援 を行い、特に就学漏れに至らないよう努めていきま す。	住民・子ども課 教育委員会事務局

⑤ 子どもの貧困対策

事業名	事業内容	担当課
子どもの貧困把握	関係機関等との会議体や調査等を通じて、当町に おける子どもの貧困を把握していきます。	住民・子ども課
要保護児童対策地域協議会 (再掲)	要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、関係機関の連携を強化し、ネットワークを構築することにより、個別のケースへの対応を行います。	住民・子ども課
児童扶養手当 (県進達事務) (再掲)	父母の離婚などにより父親又は母親と生計をともにしていない児童が育成される家庭や、父親又は母親が身体などに重度の障害がある家庭、父母に変わって児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。	住民・子ども課
ひとり親家庭等医療費助成 事業(再掲)	ひとり親家庭等の児童とその児童を養育する親 等に係る医療費の助成を行います。	住民・子ども課
地域子育て支援センター事業 (再掲)	地域の子育て支援の中心施設として、子育てに対する相談等の支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、地域の子育てネットワークづくりを進めます。	住民・子ども課
子育て相談事業 (再掲)	子育てに関する相談を、保健センター、子育て支 援センター及び各保育所で随時実施します。	住民・子ども課 保健センター

第5章 子ども・子育て支援事業の具体的取組

事業名	事業内容	担当課
にこにこ相談会 (再掲)	お子さんの発達や生活・行動・学習・進路などに 関わる相談会を定期的に行います。	教育委員会事務局
子どもサポートネットワー ク連絡会 (再掲)	子どもを取り巻く関係者(小・中学校教諭、保健師、助産師、主任児童委員、保育士、子育てアドバイザー、行政等関係者)が連携し、事例検討、学習会、連絡会等を実施する事業です。	住民・子ども課
民生委員・児童委員(再掲)	児童健全育成・児童虐待等、地域の状況を把握し ます。継続して実施します。	住民・子ども課 健康課
要保護・準要保護児童生徒 に対する助成	生活保護及び生活保護に準ずる世帯の児童生徒 に対する助成を引き続き実施します。	教育委員会事務局
奨学資金制度	経済的な理由で、修学が困難な方に対して奨学資 金制度があります。	教育委員会事務局

基本施策(3)子育て家庭への経済的支援

① 各種手当等の支給、支援

事業名	事業内容	担当課
児童手当等の支給	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の 国の制度について、対象者に適正な手当支給に努め ます。	住民・子ども課
子ども医療費助成事業 (再掲)	誕生から高校生世代までの子どもに係る医療費の助成を行います。 小学生から高校生世代の医療費について、黒部市より西側及び県外は償還払いとします。	住民・子ども課
誕生祝金	生まれてくる子どもの健やかな成育のために、と やまっ子子育て応援券のほか、誕生祝金を支給しま す。	住民・子ども課
要保護・準要保護児童生徒に対する助成(再掲)	生活保護及び生活保護に準ずる世帯の児童生徒 に対する助成を引き続き実施します。	教育委員会事務局
体操服の購入補助	小学校新1年生の体操服の購入を引き続き補助 します。	教育委員会事務局
中学校の給食費無償化	朝日中学校に通う生徒の給食費を町が全額補助しています。	教育委員会事務局
チャイルドシートの貸し出し	6歳未満の子どもを対象に、チャイルドシートを 無料で貸し出します。	住民・子ども課
幼児教育・保育の無償化 (新規)	国の制度に基づき、幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育、認可外保育施設等を利用する3歳から5歳までの子ども、及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料を無償化します。また、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を促進します。	住民・子ども課

基本目標3 地域と生活と職場の調和された社会づくり

基本施策(1)仕事と子育てのバランスを目指す

① ワーク・ライフ・バランスの実現

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
企業への啓発活動	企業における子育て支援(育児休業制度の推進 等)に対する理解と施策の充実を求めていきます。	住民・子ども課

基本施策(2)父親・母親の特性を活かした子育てへの参加促進

① 男女双方の子育てへの参加促進

事業名	事業内容	担当課
時間外保育、一時預かり等 事業(再掲)	時間外保育事業、一時預かり保育事業等の充実や ファミリー・サポート・センター事業等を実施しま す。	住民・子ども課
男女共同参画の推進	「朝日町男女共同参画社会づくり計画」を基に、 男女共同参画を推進していきます。	教育委員会事務局

基本目標4 新しい時代の教育・保育サービスの提供

基本施策(1)教育・保育サービスの提供の確保

① 教育・保育事業量及び施設の確保

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
保育所事業の充実	調査等から求められた必要事業量が確保される よう、町立の保育所を中心に、町外の広域的調整の 中で町民の利用希望に対応できる体制整備を行い ます。	住民・子ども課

② 給付体制の整備

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
施設型給付体制の整備	町外を含む幼稚園、保育所、認定こども園などとの連携を進め、円滑な給付が行われるよう努めます。 また、必要な水準を確保するため、保育所施設や人材の確保を図り、町民が必要とするニーズに対応できる体制の整備を行います。	住民・子ども課
地域型保育給付体制の整備	現在のところ町内に事業所はありませんが、ニーズの動向を勘案して、町外の家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育などとの連携や誘致について検討します。	住民・子ども課

③ 教育・保育サービスにおける経済的支援

事業名	事業内容	担当課
保育料軽減事業	保育料は同時入所にかかわらず第2子は半額、第 3子以降は無料とすることで、子育て家庭の経済的 支援を実施します。	
保育所副食費無償	3~5歳児の保育所の給食の材料に係る費用を 補助します。	住民・子ども課

基本施策(2)保育サービスの質の確保

① 職員の資質の向上

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
職員の資質の向上	計画的な研修の受講を継続し、幼児期の教育・保育の質の確保に努めます。 また、小児保健等の新分野の研修も実施します。	住民・子ども課

② 職員配置の充実

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
職員配置の充実	障害や発達が気になる等の子どもの状況により、 職員の加配を検討します。	住民・子ども課

③ サービス内容に関する情報提供の推進

事業名	事業内容	担当課
各関連機関からの情報発信	総合的な子育て支援情報を提供できるよう体制 づくりを進めます。また、新規として利用者支援事 業に向けて検討します。	住民・子ども課

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

「朝日町子ども・子育て支援事業計画」の推進に際しては、庁内において年度毎に各事業の進捗状況を正確に把握しつつ、実施に努めます。

また、家庭、地域、企業と相互に連携を図りながら、次代を担う子どもたちの育成を推進します。

(1) 庁内推進体制

子育て支援に関する施策は福祉、保健・医療、教育、労働など幅広い分野にわたっているため、 推進にあたっては、庁内関連部局の連携を一層強化するとともに、国・県等の関係機関とも密接 な連携・協力体制を整え、一体となって施策の展開を図ります。

(2)地域の組織と連携

地域社会は、子どもが地域の一員として社会との関わりを持っていくための身近な社会参加の場といえます。そのため、町内会、主任児童委員、民生委員・児童委員、母子保健推進員、教育関係団体、ボランティアや関係団体などが相協力して地域での子育て支援を推進します。

(3) 町民、企業に対する普及、啓発

今日では、社会全体で子育て支援することが重要となってきています。そのため子育て支援策についての情報提供に努めるとともに、地域や企業に対しての子育て支援への理解、協力を求めます。

また、一定の規模の企業に義務付けられている事業主行動計画策定の推進を図ります。

2 計画推進にあたっての役割

(1) 家庭の役割

家庭は子どもの人格形成を行う基本的な場であり、家庭における日常生活やしつけの中で社会の一員としていくために必要な基本的生活習慣や社会的模範を子どもに身につけさせる役割があります。

また、家庭の一人ひとりがそれぞれの役割を持ち、男性と女性がともに家事や子育てに積極的に参加し、家庭・家族で助け合うという意識を持つことが必要です。

(2)地域の役割

地域は家庭を支える最も身近な場であり、近所が互いに助け合い、子育て家庭を地域で支える という風土を築いていくことが必要です。

また、地域は社会参加の場でもあります。子どもたちが大人や年齢の異なる子どもたちとの関わりを持ち、社会性や連帯性を身につけていくことができるような地域活動を進めることが必要です。

(3) 保育所や学校などの役割

保育所、幼稚園、学校などは、同年代の子が集団で生活する場です。集団の中で生活する上での基本的な事柄を身につけさせるとともに、家庭や地域と充分連携を深めながら、多様な体験の機会を提供するなどして、豊かな人間性や社会性を育むことが必要です。

また、学校教育の中では、家庭や子育ての重要性、男女が共同して子育てを行うことの意義などを学ばせ、子育てのすばらしさや喜びなどを子どもに伝えることが必要です。

(4)企業の役割

共働き世帯が増加する中で、職業生活と家庭生活が両立できるよう就業環境の整備を積極的 に推進するとともに、労働時間の短縮や男性が家事や育児に参加できるような職場の雰囲気づ くりを進めるなど、子育てしやすい環境づくりが必要です。

(5) 行政の役割

本計画の確実な推進を行うため、地域や企業等の理解を得て、連携しながら事業を進めていくことが必要です。

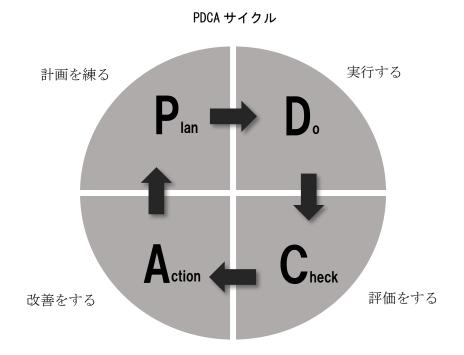
また、町民に対して子育ての大切さ、支援の重要性等を広く啓発し、子育て支援施策についての意見や要望を聞きながら、事業の実施状況及び進捗状況を確認、評価していくことが必要です。

3 計画の進捗管理

本計画における基本施策、事業については、PDCA サイクルによる評価を実施し、目標達成に向けた事業の推進を図ります

計画の進行状況の管理及び実施状況の点検については、毎年行い、その進捗状況を正確に把握し、広報等で町民にお知らせします。

また、町民からの意見、要望などについては、今後の取組に反映していきます。



1 朝日町子ども・子育て会議要綱

(設置)

第1条 子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者から広く意見を聴取し、子どもや子育 て家庭の状況及び需要に応じた子ども・子育て支援施策を実施するため、朝日町子ども・子育て会議 (以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 会議は、次に掲げる事務について調査審議する。
 - (1) 朝日町子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関すること。
 - (3) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の 実施状況に関すること。
 - (4) 前各号に揚げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し町長が必要と認めること。 (組織及び委員の任期)
- 第3条 会議は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 子どもの保護者
 - (2) 子ども・子育て支援事業の関係者
 - (3) 学識経験者
 - (4) その他町長が適当と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残 任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 会議に会長及び副会長を各1人置く。
- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 会議の事務を処理するため、住民・子ども課に事務局を置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(任期の特例)

2 この公表の施行日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成 27年3月31日までとする。

2 朝日町子ども・子育て会議委員名簿

関係機関	Е	名	役 職 等
	◎会長	蓬 澤 正 二	朝日町社会福祉協議会会長
福祉関係		加藤昌夫	朝日町民生委員児童委員協議会会長
	(第4回~)	佐 田 みどり	初日町氏工女貝児里女貝伽磁云云衣
		松原隆志	朝日町小・中学校校長会会長
教育関係	(第2回~)	金山住恵	初口则小、中子仪仪及云云区
教育関係		田 畑 力 也	·朝日町PTA連絡協議会会長
	(第3回~)	寺 内 真	初口町PIA建裕協議云云文
		扇谷俊成	朝日町スポーツ少年団指導者協議会会長
地域活動関係	(第2回~)	佐 渡 雅 晴	朝口叫入小一フ少牛凶拍等日協議云云文
		犬 田 優	朝日町児童クラブ連合会会長
保健関係		水島光代	朝日町母子保健推進協議会会長
体性制体		島田亜由美	朝日町保健センター係長(保健師)
		黒崎博幸	いちご保育園父母の会会長
	(第2回~)	宇田晴彦	いりこ休月風又母の云云衣
子育て関係	〇副会長	荒 尾 和 嘉 子	
	〇副会長 (第2回~)	鍋谷香代子	朝日町保育士会会長

市 数 户	清水	明夫	住民・子ども課課長
事務局	野崎	幸恵	住民・子ども課課長代理

3 朝日町子ども・子育て会議の検討経過

月日	会 議 名	内 容
	म	- 成 3 0 年 度
11月21日	第1回	〇子ども・子育て支援事業計画について
11 77 21 11	朝日町子ども・子育て会議	〇「朝日町子ども・子育て支援ニーズ調査」調査票について
		令 和 元 年 度
5月13日	第2回	〇「朝日町子ども・子育てニーズ調査」の結果について
5 A 13 D	朝日町子ども・子育て会議	0、朔日町子とも・子月で二一入嗣宜」の紀末について
		〇子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について
9月10日	第3回	〇子育てを取り巻く現状(町の状況)について
97101	朝日町子ども・子育て会議	〇子ども・子育て支援事業計画の基本理念について
		〇幼児教育の無償化について【報告】
	等 4 回	〇子どもの貧困対策について
1月23日	第4回 朝日町子ども・子育て会議	〇子ども・子育て支援事業計画(原案)について
	初日町丁とも・丁月(云磯	〇放課後児童支援員の配置数の緩和について

第2期 朝日町子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

発 行 朝日町 住民・子ども課

〒939-0793 富山県下新川郡朝日町道下1133

電話(0765)83-1100